## 証券二法について

## 【審議経過】

[平成16年]

3月5日(金) 閣議決定、国会提出

4月23日(金) 衆・財務金融委員会 提案理由説明

4月27日(火) 衆・ " 質疑

5月14日(金) 衆・本会議 採決(可決)

5月21日(金) 参・本会議 趣旨説明、質疑

5月25日(火) 参・財政金融委員会 提案理由説明

5月27日(木) 参・ " 質疑

6月2日(水) 参・本会議 採決(可決)

6月9日(水) 公布

証券取引法等の一部を改正する法律 (平成 16 年法律第 97 号)

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律 (平成 16 年法律第 88 号)

## 【施行日】

12月1日(水) 銀行等による証券仲介業務の解禁 組合型ファンドへの投資家保護範囲の拡大 目論見書の合理化等

[平成 17年]

4月1日(金) 課徴金制度の導入、最良執行義務の導入

7月1日(金) 証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大

5年以内の政令 振替制度の対象を株式等に拡大 で定める日

## 証券取引法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

用等の弊害防止措置を十分に講ずるとともに、 銀行等による証券仲介業務の解禁にあたっては、 機能別・横断的な考え方に立った投資家保護法制の整備につい 投資家保護を図るため、 利益相反や銀行の優越的地位の 濫

て引き続き検討すること。

国の証券取引委員会(SEC)を含む諸外国の事例等も参考に、 投資家保護法制の整備に向けた検討に併せて、 金融・資本市場における健全な取引を確保する観点から、 引き続き市場監視機能等の強化について検討 米

すること。

証 の 券 振 替 取 릵 12 法等 関 す の 一 る 法 部を改 律等の 正する法 部 を改 正する法律 律案及び株式等 象に 対 の取引に係る決済の す る 附 带 決 滋 合理化を図るための社 僓

参 巫 議 成 院 + 財 六 政 年 金 六 舾 月 委 員 日 会

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

た め、 銀 行 等 利 益 と ょ 相 : 反や1 る 証 優越的 券 仲 介業 地 位 務 の の 濫 解 用 禁 等 12 の あたっ 弊害を防 て は 止するため 証 券 取引等の公正性を確保し、 の 措 置を十分に講ずること。 投資家保護等 を期 する

ځ 券取 新 引法 た な 投 の 投資 資 サ サー 1 ピ ٣ ス ス法 の 登 場 の に 改組の可 伴 い 投資 能性も 家保 護 含 ゑ の 充 実 投資家保護 の 必 要性 法 冰 制 段 の 整 と高 備 と ま つ つ ķ١ て て引き続き検討するこ ٧١ ることを踏まえ、 証

し 国 の事 て 金 の 融 例 効 率 等 資 本 ŧ 性 参 を 市 考 確保するよう、 場 に に お 引 け る公 き続き市場監 正 行政及 な 取引 び 視 を 自 機能 確 主 保する 規 の 制 強 観点 機 化 関 等 等 に か 5 の ついて検討すること。 検 査 米 等の 王 の 在り方についても検討 証 券 取引委員 また、 슾 (SE 市場監視 を行うこと。 C を含 体制全体と 重 諸 外

銀 行 等 に よる 証 券仲 介業 務 0) 解 禁 が、 中 小 証 券 会社 等 の 健 全な 経 営 等 の 確 保 にも資するよう 配 意するこ

ع

1 Ø) 株 低 式 減 箏 が の 図 振 6 替 制 れるよう努めること。 度 の 移 行 に あ たっ て は、 中 小 証 券会社 等 に 与 える 負担 に 配 慮 Ļ 振 替 制 度 に 係 る

コ

ス

右決職する。